

中南部下水道事務所から 県工事受注者の皆さまへお願い

県では、事故防止を図るために「第6次県工事事務所事故防止対策推進計画」及び「令和8年度工事事務所事故防止対策実施計画」を策定しております。令和8年度県工事事務所事故防止対策実施計画では、工事事務所の発生傾向を踏まえ、事務所ごとに安全管理目標及び具体的な取組を定めて、重点的に実施していくこととしております。

このことから、中南部下水道事務所では、下記のとおり安全管理目標を設定し、目標達成のための具体的な取組を掲げ、事故防止に取り組んでいくこととします。皆様のご協力をお願いいたします。

安全管理目標

労働災害について

- ・ 事故件数（軽微な事故を含む）、「**1**件以内」を目標とします。
- ・ 特に、重機作業中の事故は「**0**件」を目標とします。

公衆災害について

- ・ 「**1**件以内」を目標とする。
- ・ 特に、埋設管接触事故は「**0**件」を目標とします。

具体的な取組

- 監督職員及び主任監督員等、発注者による現場点検を月**1**回必ず行う。
- 「墜落、転落」「挟まれ、巻き込まれ」事故の防止のため、安全パトロール等において、**墜落制止用器具**の使用や**昇降設備**の設置状況、現場内の**重機分離措置**について、重点的に点検する。
- R7.6.1より事業者が義務付けられた、**熱中症重篤化防止のための「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」**について、各現場での対応状況を確認する。
- 掘削作業を行う場合、埋設管接触事故が生じないように、埋設管の有無について事前確認を徹底する。

トピックス

供用中の下水道管路・マンホール内での工事・作業は、**以下の点に注意を！！**

- マンホールの入孔前に**酸素濃度・硫化水素濃度の確認！（酸素欠乏・硫化水素等対策）**
下水道管路は酸素欠乏場所および硫化水素危険場所です。特別教育を受講した者が作業に従事する。
- マンホールの昇降時には**墜落制止用器具（安全帯）、安全ブロック等を使用！（墜落・落下防止）**
- 下水道管路内での作業時は、施設運転者と十分な**事前調整・連絡体制の確保！（急増水対策）**
- 作業時には、下水道管路内への**アルカリ性物質や資材等の流出に注意！（水質事故・閉塞等の防止）**
- 万が一施設内に変状を発見した場合は、**すぐに発注者に連絡！（公衆災害の防止）**

各種紹介

- 「第6次県工事事務所事故防止対策推進計画」（宮城県事業管理課 HP）
URL : 「<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/dai6jisuisinnkeikaku.html>」
- 「令和8年度県工事事務所事故防止対策実施計画」（宮城県事業管理課 HP）
URL : 「<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/reiwa8nenjikoboushitaikaku.html>」
- 「職場のあんぜんサイト」（厚生労働省 HP）
URL : 「<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/#>」
- 「エイジフレンドリーガイドライン」（厚生労働省 HP）
URL : 「https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html」
- 「下水道セーフティネット」（国土交通省 HP）
URL : 「https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html」

QRコード

